

令和7年度

し ば た し
新発田市 地域おこし協力隊
募集要項



新発田市農林水産課



はじめに

新発田市（しばたし）は、県都新潟市に隣接する新潟県北部の都市で、面積 533.10 km²、人口 92,276 人（令和 6 年 3 月末現在）を有しています。

北西には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。また、かつて東洋一といわれた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもあります。

江戸時代末期には 10 万石の城下町として栄え、現在も国の重要文化財となっている新発田城や足軽長屋など城下町新発田の文化遺産をまちの随所にとどめています。

城下町の歴史と文化、全国的にも有名な月岡温泉、山から海までの豊かな自然など、たくさんの魅力を持つ新発田市は、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市しばた」を目指しています。

そのような農業・観光資源豊かな当市においても、人口減少や少子高齢化は深刻な状況となっており、労働力の減少や経済規模の縮小など、産業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

とりわけ農業は、米余りによる米価下落が進み、離農者や耕作放棄地の増加が懸念されており、特に中山間地域においては、過疎化や高齢化が進み農地保全が難しくなっています。

そこで、新たな取組として、中山間地域の特色ある農業の創設に向けて、地域や地域の法人等との共同により、海外市場で需要の高まっている有機 JAS 認証による有機米の産地形成に取り組む「地域おこし協力隊」を募集します。

私たちと一緒に、『有機米の産地形成』の実現に取り組んでみませんか。

1 活動内容

市内に居住しながら、有機 JAS 認証米作付けによる産地形成を目指して農業に従事（先進的法人等と共同）していただきます。

・ 有機 JAS 認証米産地形成業務

- ①農業法人等との連携による有機 JAS 認証米作付に向けた共同体制の整備及び地域の状況把握
- ②農業法人等との連携による担い手としての業務
- ③スマート農業の研究と実践
- ④有機農法先駆者として各地域への普及指導
- ⑤国内外販路の確立に向けた取組み



2 募集人員

1 名 （※この募集は令和7年度予算成立を条件に行うものです）

3 応募条件

下記の条件をすべて満たす方に限ります。

- （1） 3大都市圏内の都市地域または政令指定都市の都市地域に住民票があり、新発田市に住民票を異動させることを了承し、委嘱後速やかに住民票を異動することができる方

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県を指します。

※都市地域とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興

法、奄美諸島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法及び沖縄振興特別措置法で指定された地域）以外の地域を指します。 (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方 (3) 地域おこし活動や新発田市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方 (4) 心身ともに健康で、新発田市になじむ意思を有する方 (5) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方 (6) パソコンでワープロソフト、表計算ソフトを使用できる方 (7) SNSを活用して情報の受発信ができる方 以上の条件以外に、水稻栽培や有機米栽培の経験者については、優先して選考します。
4 活動時間
1週間当たり35時間とします。 ※基本的に土日祝日を除く週5日勤務、勤務時間は8時00分～16時00分 ※ただし業務内容によって土日祝日に勤務する場合があります。
5 隊員の身分及び任用期間
(1) 新発田市会計年度任用職員として、市長が任用します。 (2) 任用期間は、任用日から令和8年3月31日までとします。 年度ごとに任用し、最長3年まで更新する場合があります。 ※任用日は、隊員候補者と市が協議したうえで決定した日とします。 ※職務怠慢や非行など、隊員としてふさわしくないと判断された場合は、任用期間中であっても免職等の懲戒処分を受ける場合があります。
6 報酬
月額報酬 月額201,419円 6月・12月の年2回の賞与あり。 時間外勤務指示を受けた場合は時間外手当等が支給されます。

7 待遇・福利厚生

- (1) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
報酬から健康保険、厚生年金保険、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。
- (2) 活動期間中の災害補償等は、「非常勤職員公務災害補償」により補償します。
- (3) 市内の住居に入居していただき、住居費用の一部を助成します。
- (4) 希望者へパソコン、携帯電話（スマートフォン）を貸与します。
- (5) 市担当者と新発田市で活動している協力隊員が定期的にミーティングを行い、スキルの向上や日常の活動における相談事を話し合います。

8 応募方法

次の(1)または(2)の方法で、第1次選考への申し込みを行ってください。

(1) 受験申込書（持参・郵送）による申込み

郵送または持参で応募書類を提出ください。

なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

【応募書類】

- ① 「新発田市地域おこし協力隊応募用紙」（本要項6、7ページ）
- ② 自動車運転免許証の写し（表裏コピー）
- ③ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

【提出先】

新発田市 農林水産課 生産振興係

〒959-2415 新潟県新発田市住田510番地 加治川庁舎1階

(2) PUBLIC CONNECT（電子申請）による申込み

①PUBLIC CONNECT内の求人ページに進み

「エントリー画面に進む」よりお申し込みください。

②登録したアドレスにメールが届き、申込完了となります。

【求人ページ】

(URL : <https://public-connect.jp/job/2815>)

※ 電子申請による申し込みは、PUBLIC CONNECT（株式会社パブリックコネクト提供）の利用者登録が必要です。

※ 電子申請による申込みの場合、(1)の②及び③の画像添付が必要です。

(3) 応募期間

令和7年3月31日（月）～令和7年9月30日（火）（当日消印有効）

※採用者が決定次第、応募を締め切ります。

9 選考方法
(1) 第1次選考（書類選考） 「新発田市地域おこし協力隊応募用紙」による書類選考を行います。 第1次選考結果は、応募者に文書で通知します。 (2) 第2次選考（面接選考） 第1次選考合格者を対象に、個人面接を行います。 面接選考の日時等詳細については、改めて第1次選考結果の際に合格者にお知らせします。 ※第1次選考の申し込みを電子申請で行った方は、面接選考時に住民票の写しを持参・ご提出ください。提出いただいた住民票写しは返却しません。 ※第2次選考のために必要な交通費等は、応募者個人の負担とします。 ※居住地を鑑み、オンラインで面接を行う可能性があります。 (3) 新発田市地域おこし協力隊員の決定 第2次選考により、新発田市地域おこし協力隊員を決定します。 第2次選考結果は、第2次選考参加者全員に文書で通知します。
10 問い合わせ・応募先
〒959-2415 新潟県新発田市住田510 新発田市 農林水産課 生産振興係 TEL：0254-33-3108（直通） FAX：0254-33-3930 E-Mail：norinsui@city.shibata.lg.jp 担当：川上・上田 新発田市ホームページ http://www.city.shibata.lg.jp/
11 その他
(1) 本要項について確認したい点がございましたら担当までご連絡ください。 自身が応募条件の地域に該当するか確認したい場合もご連絡ください。 (2) 応募にあたり、現地の見学等の希望がある場合は、個別に対応いたします。 オンラインでの説明会・面接も可能です。お気軽に担当までご連絡ください。

新発田市地域おこし協力隊応募用紙（農林水産課）

年 月 日

新発田市長 様

住 所

応募者

氏 名

㊞

新発田市地域おこし協力隊の応募条件を承諾のうえ、次のとおり応募します。

ふりがな				写真を貼る位置 1. 縦 36～40mm 横 24～30mm 2. 本人単身胸から上 3. 裏面にのりづけ 4. 裏面に氏名記入
氏 名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日（満 歳）	性別	男・女	
ふりがな				
現 住 所	〒			
連 絡 先	（自宅電話）		（携帯電話）	
	（E-Mail）			
健康状態	※アレルギー、持病など健康上の特記すべき事項があれば記入してください。			
趣 味 特 技 自己PR				
年	月	資格・免許		

3. 地域おこし協力隊に活かしたいあなたの特技または経験をご記入ください。	
4. 任期終了後の考え（起業・就業・定住等）についてご記入ください。	
応募条件 チェック	※以下の項目をご確認のうえ、□にチェック（☒）を入れてください。 ☐ 3大都市圏内の都市地域または政令指定都市の都市地域に住民票があり、新発田市に住民票を異動させることを了承し、委嘱後速やかに住民票を異動することができる。 ☐ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない。 ☐ 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有する。 ☐ 地域の活性化に意欲があり、誠実かつ積極的に活動できる。 ☐ 大型、中型、普通いずれかの自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有する。 ☐ パソコンでワープロソフト、表計算ソフトを使用できる。 ☐ ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用して情報の受発信ができる